

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月15日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社  
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー / 資金兼IR部 部長  
(Thomas Møller, Head of Funding & IR)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、計算代理人、償還判定為替レートを決定するための為替レートおよびその他未定事項が決定いたしましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

## 第一部 証券情報

## 第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 2 利息支払の方法
- 3 償還の方法

## 3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

## 第2【売出債券に関する基本事項】

## 1【売出要項】

<訂正前>

(前 略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2022年9月8日満期 期限前償還条項付 円 / ブラジルリアル為替連動 円建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	50億円(予定)(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100.00%

売出価格の総額	50億円 (予定)(注2)	利率	( ) 2017年9月27日(同日を含む。)から 2017年12月8日(同日を含まない。)ま での期間： 年4.00%  ( ) 2017年12月8日(同日を含む。)から 償還期限または(場合により)期限前償 還日(いずれも同日を含まない。)まで の期間：利払為替レートに以下のとおり 連動する。  (イ) 利払為替レートが利率基準為替レ ートと同じ、またはより円安・ブラジル レアル高の場合 年4.00%  (ロ) 利払為替レートが利率基準為替レ ートより円高・ブラジルレアル安の場合 年0.10%  (注4)
償還期限	2022年9月8日 (注5)	売出期間	2017年9月20日から 2017年9月26日まで(注6)
受渡期日	2017年9月27日 (注6)		
申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各 支店(注8)		

(注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラムに  
基づき、2017年9月26日(以下「発行日」(注6)という。)に発行される。本債券は、ユーロ市場におい  
て引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、50億円(予定)である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、下記償還判定為替レートの仮条件に基づく本債券の需要状  
況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第  
で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、2017年9月15日までに調印される予定の最終条件書により  
決定される予定である。

償還判定為替レートについては、「3 償還の方法 (1) 満期償還」を参照のこと。

(注 3) 本債券の満期償還は、2022年9月8日(以下「満期償還日」という。)において、額面金額の100%また  
は、償還為替レートおよび当初為替レートをを用いて所定の算式により計算される円貨額(以下「満期償  
還金額」という。)によりなされる。償還為替レート、当初為替レートおよび上記算式については「2  
利息支払の方法」および「3 償還の方法 (1) 満期償還」を参照のこと。

(注 4) 本債券の利息の支払は日本円によりなされる。なお、本債券の付利は、2017年9月27日(同日を含む。)  
に開始する。「利率」において使用される用語については、「2 利息支払の方法」を参照のこと。

(注 5) 本債券は、計算代理人が、期限前償還判定日において参照為替レートがトリガー為替レートと同じ、ま  
たはより円安・ブラジルレアル高と決定した場合、期限前償還日において、円貨にて額面金額で期限前  
償還される。その他の期限前償還については、「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」お  
よび「11 その他」を参照のこと。なお、本(注 5)において使用される用語については、「2 利息支払  
の方法」および「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。

(注 6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべき  
こととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範  
囲で繰り下げることがある。

(注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者  
(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)は  
ない。

(中 略)

(注 8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

(注 9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

&lt;訂正後&gt;

(前 略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2022年9月8日満期 期限前償還条項付 円 / ブラジルレアル為替連動 円建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	5,549,000,000円(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	5,549,000,000円 (注2)	利率	( ) 2017年9月27日(同日を含む。)から 2017年12月8日(同日を含まない。)ま での期間： 年4.00%  ( ) 2017年12月8日(同日を含む。)から 償還期限または(場合により)期限前償 還日(いずれも同日を含まない。)まで の期間：利払為替レートに以下のとおり 連動する。  (イ) 利払為替レートが利率基準為替レ ートと同じ、またはより円安・ブラジル レアル高の場合 年4.00%  (ロ) 利払為替レートが利率基準為替レ ートより円高・ブラジルレアル安の場合 年0.10%  (注4)
償還期限	2022年9月8日 (注5)	売出期間	2017年9月20日から 2017年9月26日まで
受渡期日	2017年9月27日		

申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店(注7)
--------	----------------------------------------------

- (注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラムに基づき、2017年9月26日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券は、ユーロ市場において引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、5,549,000,000円である。
- (注 3) 本債券の満期償還は、2022年9月8日(以下「満期償還日」という。)において、額面金額の100%または、償還為替レートおよび当初為替レートを用いて所定の算式により計算される円貨額(以下「満期償還金額」という。)によりなされる。償還為替レート、当初為替レートおよび上記算式については「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法 (1) 満期償還」を参照のこと。
- (注 4) 本債券の利息の支払は日本円によりなされる。なお、本債券の付利は、2017年9月27日(同日を含む。)に開始する。「利率」において使用される用語については、「2 利息支払の方法」を参照のこと。
- (注 5) 本債券は、計算代理人が、期限前償還判定日において参照為替レートがトリガー為替レートと同じ、またはより円安・ブラジルレアル高と決定した場合、期限前償還日において、円貨にて額面金額で期限前償還される。その他の期限前償還については、「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他」を参照のこと。なお、本(注 5)において使用される用語については、「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。
- (注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注 7) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

(注 8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

## 2【利息支払の方法】

<訂正前>

(前 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイをいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

(後 略)

## 3【償還の方法】

### (1) 満期償還

<訂正前>

(前 略)

「償還判定為替レート」とは、当初為替レート - (未定)円/ブラジルレアル(8.50~18.50円/ブラジルレアルを仮条件とする。)に相当する値をいう。最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外になることがある。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「償還判定為替レート」とは、当初為替レート - 15.60円/ブラジルレアルに相当する値をいう。

（後 略）